

## 第7号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）3月10日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

## 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則（平成31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表指導室の項中「教育事業係」を「事務係」に改め、同表学校教育課の項中「学校教育課」を「学務課」に改める。

第8条の2第1項中「学校教育課」を「学務課」に改める。

別表第2指導室の項中「

教育事業係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 教育事業事務に関する事。</li><li>2 室所管の各種事業の経理等に関する事。</li><li>3 教科書事務に関する事。</li><li>4 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関する事。</li><li>5 区立学校県費負担教職員の給与等に関する事。</li><li>6 区立幼稚園教育職員の給与等に関する事。</li><li>7 教育センター事務に関する事。</li><li>8 室内他の係に属しない事。</li></ol>
-------	--

」を「

事務係	<ol style="list-style-type: none"><li>1 室内の庶務及び経理に関する事。</li><li>2 室所管の各種事業の事務等に関する事。</li></ol>
-----	--

	<p>3 教科書事務に関すること。</p> <p>4 区立学校職員（県費負担教職員を除く。）の公務災害補償に関すること。</p> <p>5 区立学校県費負担教職員の給与等に関すること。</p> <p>6 区立幼稚園教育職員の給与等に関すること。</p> <p>7 区立学校及び教育センターに置く会計年度任用職員の任免事務に関すること。</p> <p>8 教育センター事務に関すること。</p> <p>9 室内他の係に属しないこと。</p>
--	---

」に、「

指導主事	<p>1 学校の教育課程、学習指導、生活指導、進路指導その他の教育活動に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p> <p>3 教育相談に関すること。</p> <p>4 教科書の採択及び無償給与並びに教材の取扱いに関すること。</p> <p>5 就学前教育推進に関すること。</p> <p>6 オリンピック・パラリンピック教育推進に関すること。</p>
------	---

」を「

指導主事	1 学校の教育課程、学習指導、生
------	------------------

	<p>活指導、進路指導その他の教育活動に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p> <p>3 教育相談に関すること。</p> <p>4 教科書の採択及び無償給与並びに教材の取扱いに関すること。</p> <p>5 就学前教育推進に関すること。</p>
--	--

」に改め、同表学校教育課の項中「

学校教育課	学校経営支援係	<p>1 課内の庶務及び経理に関すること。</p> <p>2 学校支援調整に関すること。</p> <p>3 学校経営支援に関すること。</p> <p>4 教員の働き方改革推進に関すること。</p> <p>5 学校におけるICT事務に関すること。</p> <p>6 課内他の係に属しないこと。</p>
	教育情報システム担当係長	学校ICT環境の運用支援に関すること。
	学事係	<p>1 学校教育事業調整に関すること。</p> <p>2 学校安全に関すること。</p> <p>3 児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>4 区立学校の学級編制に関すること。</p> <p>5 就学奨励に関すること。</p>

	6 外国人学校保護者補助に関する こと。
--	-------------------------

」を「

学務課	学校経営支援係	1 課内の庶務及び経理に関する こと。 2 学校支援調整に関する こと。 3 学校経営支援に関する こと。 4 教員の働き方改革推進に 関すること。 5 課内他の係に属しない こと。
	教育情報システム担当係長	学校 I C T 環境の運用支 援に関する こと。
	学事係	1 児童及び生徒の就学に 関すること。 2 区立学校の学級編制に 関すること。 3 学校安全に関する こと。 4 就学奨励に関する こと。 5 外国人学校保護者補助 に関する こと。

」に改め、同表子ども教育施設課の項中「

子ども教育施設保 全係	1 課内の庶務及び経理に 関すること。 2 学校施設の財産管理に 関すること。 3 学校施設の施設整備（中 野区立小中学校施設整備 計画に係るもの
----------------	---

	<p>を除く。)及び維持管理に関する こと。</p> <p>4 教育施設の施設整備に関する こと。</p> <p>5 課内他の係に属しないこと。</p>
子ども教育施設整備係	<p>学校施設の施設整備（中野区立小中 中学校施設整備計画に係るものに限 る。）に関すること。</p>

」を「

子ども教育施設保全係	<p>1 課内の庶務及び経理に関する こと。</p> <p>2 学校施設の財産管理（中野区立 小中学校施設整備計画に係るものを 除く。）に関すること。</p> <p>3 学校施設の施設整備（中野区立 小中学校施設整備計画に係るものを 除く。）及び維持管理に関する こと。</p> <p>4 教育施設の施設整備に関する こと。</p> <p>5 課内他の係に属しないこと。</p>
子ども教育施設整備係	<p>1 学校施設の財産管理（中野区立 小中学校施設整備計画に係るもの に限る。）に関すること。</p> <p>2 学校施設の施設整備（中野区立 小中学校施設整備計画に係るもの に限る。）に関すること。</p>

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部改正)

2 中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則(平成22年中野区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第12条中「学校教育課長」を「学務課長」に改める。